

令和3年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和3年12月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

2番 松 野 勝 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

8番 井 上 謙 治 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 1番 大 矢 和 人 3番 内 海 則 行

7番 難 波 博 文

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告17件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告14件)
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告1件)
- 4 生産緑地に係る主たる従事者証明について (報告1件)
- 5 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 6 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について (24件)

<議長>

ただいまの出席委員は10人で定足数に達しております。
これより、令和3年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の山川宏司委員、10番の松前進委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、11月11日から12月10までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、10筆、面積は3,061平方メートルでございます。

法第5条につきましては、10件、14筆、面積は3,927平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、24筆、面積は6,988平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月11日から12月10までに受け付け

したものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は延べ46筆、面積は延べ20,439.32平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

証明願提出者は、船子にお住まいのAさんです。

本年7月11日、父のBさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、船子字宮ノ前4筆、登記地目はすべて畑、合計面積は1,574平方メートル、市街化区域内の生産緑地地区に指定されている農地です。

本証明願を受け、書類審査を行ったところ不備がなく、また、現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、さらに、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、12月8日付けで適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「生産緑地に係る主たる従事者証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

証明願提出者は、戸田にお住まいのCさんでございます。

買取り申出を行おうとする生産緑地は戸田字堀ノ内2筆、地目はともに畑、合計面積は1,075平方メートルです。

この生産緑地を秋山さんが耕作しておりましたが、11月12日、医師から脊髄小脳変性症により起立歩行が困難であり、農業に従事することは困難であるとの診断書が交付されたことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、12月2日、堀池会長から意見を伺ったところ、当該生産緑地において秋山さんが農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を12月8日付けで交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、三田字仲町1筆、地目は田、面積は1,200平方メートルでございます。

渡人は三田南2丁目にお住まいのDさんで、受人は旭町1丁目の株式会社E、代表取締役Fさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、育苗用の畑としての利用が予定され

ております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。
続いて2番でございます。

対象となる農地は、愛甲字川久保1筆、地目は田、面積は991平方メートルでございます。

渡人は温水西2丁目にお住まいのGさんで、受人は愛名にお住まいのHさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、長男及び長男の嫁の3人です。

なお、1番及び2番は、農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、中荻野字大谷3筆、地目は畑及び雑種地、合計面積は1,868平方メートルです。

受人は伊勢原市白根の株式会社I、代表取締役Jさん、渡人は中荻野にお住まいのKさん外2人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、古物商事業を営む法人で、現在使用している資材置場を返さなければいけなくなったため、現在の資材置場から近く、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北川は水路、西側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、北側に水路占有で幅5メートルの橋を設け、出入口とし、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、周辺に高さ1メートルの単管パイプ及び高さ60センチメートルの横羽目板を新設し、西側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下古沢字宮ケ崎1筆、地目は田、面積は202平方メートルです。

借人は横浜市みなとみらい4丁目のL共同企業体、構成員代表者M株式会社横浜支店、執行役員支店長Nさん、貸人は下古沢にお住まいのOさんです。

本申請は、賃借権設定による一時沈砂池設置のための転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年2月1日から令和5年5月31日までの約1年4箇月間です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

借人は、都市計画道路厚木環状3号線街路整備工事のため、M株式会社及び株式会社Pが共同連帯して営むことを目的とした法人で、道路造成工事に伴い、隣接する田畑に泥水が流れ込まないように泥を沈殿する設備が必要となり、設備を設置しやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は田、西側は厚木環状3号線街路建設予定地、南側は水路、北側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を1.3メートル掘削し、西側から泥水を流入させ、ヤシの繊維でできたパームロールで浄水し、オーバーフロー分を、南側水路へ放流しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、掘削した部分にビニル製遮水シートを設置し、泥水が地面に沁み込まないように施工、また、大雨等により水が溢れだした場合に備えて、北側以外に土嚢を設置する計画となっております。

なお、農地に復元する際は、バキューム車で溜まった水を抜き、ビニル製遮水シート等を撤去した上、掘削した土を埋め戻す旨の復元計画書が提出されております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

なお、本議案は24番までございますが、1番については、小澤委員が関係する事案です。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、小澤委員の退出を求めます。

[小澤委員退室]

<議長>

それでは、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明いたします。

借人は、三田にお住まいのQさんです。

対象となる農地は、三田字下前川原1筆、地目は田、面積999平方メートルです。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。

農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程 7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。
よって、日程 7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。
ここで小澤委員を入室させてください。

[小澤委員入室]

<議長>

次に、日程 7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番については、井上委員が関係します。
1番同様に井上委員の退出を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程 7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

続きまして、日程 7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのRさんです。

対象となる農地は、上依知字川原田1筆、地目は田、面積836平方メートルです。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権で、新規設定でございます。

農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事する

ことが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番については、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、引き続き、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

続きまして、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」についての3番から24番まで、御説明申し上げます。

3番から24番までの合計は、22件、39筆、面積は26,364平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が19件、30筆、21,170平方メートル、賃借権4件、9筆、5,194平方メートルです。

地目別では、田が15件、30筆、20,800平方メートル、畑が8件、9筆、5,564平方メートルです。

利用目的別では、水稻17件、普通畑5件、野菜・露地野菜2件です。

契約期間別では、3年間で22件で、新規設定は10件、更新設定は12件でございます。

なお、3番から24番について、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3

項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和3年12月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
